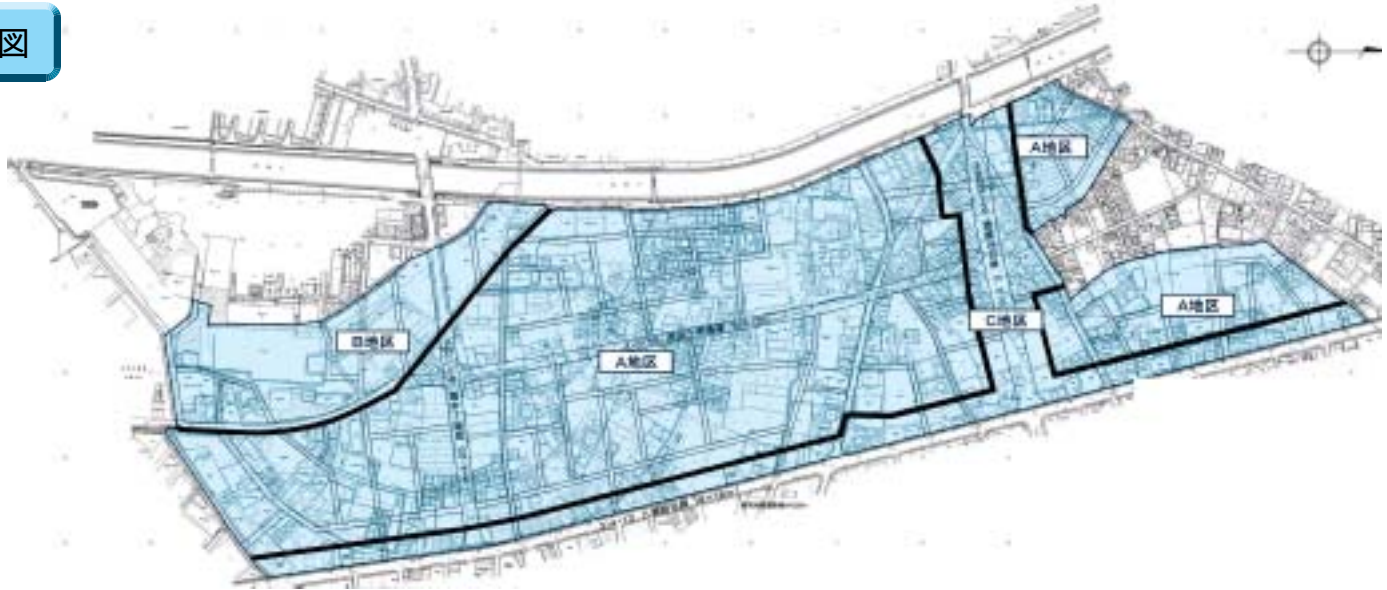


西袋上馬場地区の「用途地域」「地区計画」などが決定

西袋上馬場地区では、現在施行中の土地区画整理事業と併せ、快適で住みよいまちづくりを進めるため地区計画等の手続きを進めていましたが、10月3日にこの地区の①用途地域が一部変更②地区計画が決定され、同時に③建築条例が施行されましたので、お知らせします。

地区区分図



① 用途地域の一部変更について

上記地区区分図のB地区が、「第1種低層住居専用地域(建ぺい率40パーセント・容積率60パーセント)」から「準工業地域(建ぺい率60パーセント・容積率200パーセント)」に変更されました。

② 地区計画の決定について

西袋上馬場地区では、良好な住環境の向上を目指し、快適で住みよい住居系の市街地形成を進めるために地区計画を定めました。概要は次のとおりです。

I 建築物等の用途の制限

A・B地区

- ① 第1種住居地域内で建てられない用途
- ② ホテルまたは旅館
- ③ ボーリング場・水泳場・ゴルフやパッティング練習場など
- ④ 倉庫
- ⑤ 畜舎



倉庫については、主たる建築物に附属するものを除く。

C地区

- ① 準住居地域内で建てられない用途
- ② ホテルまたは旅館
- ③ 倉庫業を営む倉庫
- ④ 畜舎



II 建築物の容積率の最高限度(B地区では、公共施設が整備された段階で特定行政庁の認定により「目標容積率」が適用されます。)

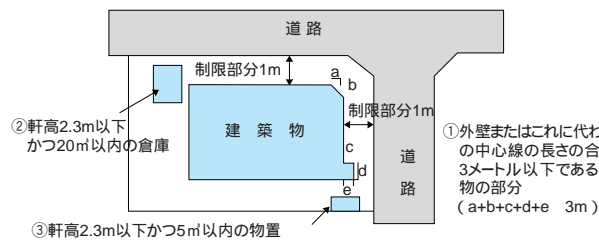
A・C地区 20/10(200%)

B地区 暫定容積率 6/10(60%) 目標容積率20/10(200%)

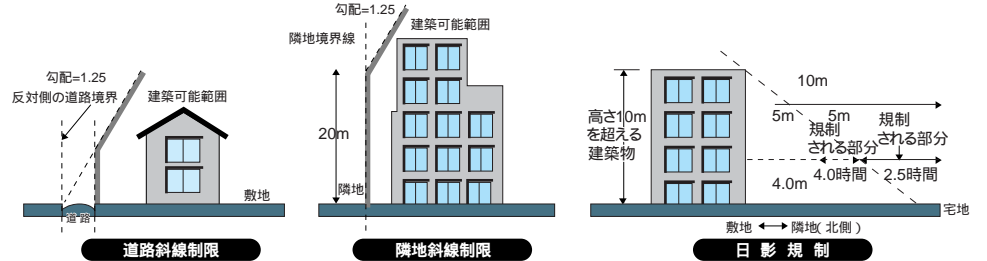
III 建築物の敷地面積の最低限度

120㎡以上

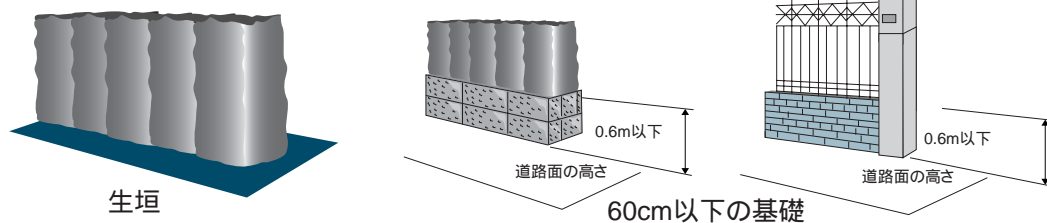
IV 壁面位置の制限



V 建築物等の高さの制限



VI 垣根またはさく等の構造の制限



届出・勧告制度

地区計画区域内で建築物の建築・工作物の建設・土地の区画形質の変更を行う場合、工事着手の30日前に市に届出が必要です。

③ 建築条例の施行について

地区計画で定める事項のうち、特に重要な事項について、建築条例(市条例)に定めました。この条例に定められた事項は、建築確認の審査対象となります。対象事項については、②地区計画の決定についての内、I・II・IV・V(日影規制を除く)となっています。

用途地域・地区計画について...都市デザイン課 ☎ 320・335
建築条例について.....建築課 ☎ 469